

成田市動植物生息状況調査(第4次)業務委託に係る 公募型プロポーザル方式による受注者選定 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市動植物生息状況調査(第4次)業務について、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル方式」という。)により業務委託の受注者(以下「業者」という。)を選定する手続きに必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による業者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1)このプロポーザル方式による業者の選定に参加申請する者(以下「提案者」という。)から提出される書類等及び提案(プロポーザル)の審査・評価及び業者の選定

(2)その他必要な事項

- 2 委員会は、環境部長、環境計画課長、環境対策課長、クリーン推進課長、環境衛生課長、環境計画課長補佐の合計6名をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は環境部長、副委員長は環境計画課長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(提案者の参加資格等)

第3条 提案者は、別に定める「成田市動植物生息状況調査(第4次)業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受注者選定 募集要項」(以下「募集要項」という。)に記載する参加要件を満たすものとする。

- 2 提案者は、募集要項に基づく参加申請書等を提出することで参加表明手続きを行い、また、企画提案書を提出しなければならない。

(審査方法及び評価基準)

第4条 委員会は、企画提案書等が提出されたときは、参加資格を審査し第1次審査及び第2次審査を行

う。

(1)第1審査は書類審査とし、提出された参加申請書等を基に、委員会が参加資格要件等の審査及び提案の評価を行う。提案者が5者以上のときは、評価得点の高い者から順に第2次審査に進出する4者を選定する。ただし、提案者が4者以下のときは、全提案者を第2次審査に進出させることができる。

ア 第1次審査の結果については、結果の如何に関わらず、提案者に書面により通知する。

イ 提案者からの評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

(2)第2次審査は、企画提案書等及びそれらを基にしたプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は当該プレゼンテーションを審査し、第2次審査の得点をもって評価順位を決定する。

ア プレゼンテーションにおける提案者の持ち時間は30分以内とし、概ね20分程度の説明を行い、10分程度の質疑時間を設けるものとする。

イ 委員会はプレゼンテーション及び質疑応答等により、評価基準に基づき評価を行い、第2次審査の得点が高い者から順に評価順位を決定する。

ウ 第2次審査の結果については、結果の如何に関わらず、提案者に書面により通知する。

エ 提案者からの評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

(優先交渉権者及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、評価順位が第1位の提案者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。最高点の提案者が複数いる場合は、原則として募集要項にて提出書類と定めた業務実績に記載された同種・類似業務の実績が多い提案者を、実績においても同数の者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を優先交渉者とする。それでも同点の場合は、くじ引きで決定する。

2 前項の規定にかかわらず、審査の結果、得点が満点の6割以上である提案者がいない場合又は提案者がいない場合には、委員会は再度公募を実施することができる。

3 委員会は、優先交渉権者を確定した場合は当該優先交渉権者にその旨通知し、当該優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の評価順位の提案者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その企画提案書等は無効とする。

(1)企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が募集要項に適合しない場合。

(2)提案者が参加資格を満たさない場合。

- (3)提出した企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4)提出した企画提案書等に許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (5)提出した企画提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6)提案者がこの要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者に本プロポーザル方式による業者の選定に対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (7)その他、提案者の行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(優先交渉権者の決定及び結果の通知)

第 7 条 委員会は、第5条第3項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

2 市長は優先交渉権者を決定し、結果を文書により当該優先交渉権者に対して通知する。また、市長は、優先交渉権者以外の提案者に対して当該提案者にかかる結果のみを文書により通知する。

(企画提案書等の取り扱い)

第 8 条 提出された企画提案書等の書類の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

(事務局等)

第 9 条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、環境部環境計画課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月13日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。